









## 議案第1号

### 平成26年度石岡市一般会計予算

平成26年度石岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月25日 提出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		9,721,259
	1 市民税	4,164,650
	2 固定資産税	4,356,721
	3 軽自動車税	161,721
	4 市町村たばこ税	545,661
	5 入湯税	26,745
	6 都市計画税	465,761
2 地方譲与税		404,000
	1 地方揮発油譲与税	116,000
	2 自動車重量譲与税	288,000
3 利子割交付金		19,200
	1 利子割交付金	19,200
4 配当割交付金		25,000
	1 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金		2,300
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,300
6 地方消費税交付金		800,000
	1 地方消費税交付金	800,000
7 ゴルフ場利用税交付金		57,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	57,000
8 自動車取得税交付金		48,000
	1 自動車取得税交付金	48,000
9 地方特例交付金		29,400
	1 地方特例交付金	29,400
10 地方交付税		6,079,168
	1 地方交付税	6,079,168
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		391,130
	1 負担金	391,130
13 使用料及び手数料		262,455
	1 使用料	200,214
	2 手数料	46,973
	3 証紙収入	15,268
14 国庫支出金		4,199,819
	1 国庫負担金	2,977,525
	2 国庫補助金	1,199,470
	3 委託金	22,824

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
15 県支出金		1,744,512
	1 県負担金	905,546
	2 県補助金	583,526
	3 委託金	226,540
	4 県貸付金	28,900
16 財産収入		21,262
	1 財産運用収入	21,256
	2 財産売払収入	6
17 寄附金		10,008
	1 寄附金	10,008
18 繰入金		1,028,827
	1 特別会計繰入金	31,915
	2 基金繰入金	996,912
19 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
20 諸収入		671,860
	1 延滞金, 加算金及び過料	22,359
	2 市預金利子	653
	3 貸付金元利収入	67,720
	4 受託事業収入	12,898
	5 雑入	568,230
21 市債		3,072,800
	1 市債	3,072,800
歳入合計		28,900,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		284,034
	1 議会費	284,034
2 総務費		2,546,714
	1 総務管理費	2,116,981
	2 徴税費	289,184
	3 戸籍住民基本台帳費	53,206
	4 選挙費	29,015
	5 統計調査費	23,640
	6 監査委員費	34,688
3 民生費		9,880,462
	1 社会福祉費	5,021,911
	2 児童福祉費	3,071,467
	3 生活保護費	1,781,313
	4 災害救助費	5,771
4 衛生費		1,924,375
	1 保健衛生費	781,612
	2 清掃費	1,050,917
	3 上水道費	91,846
5 労働費		1,775
	1 労働諸費	1,775
6 農林水産業費		1,144,414
	1 農業費	1,036,294
	2 林業費	108,120
7 商工費		591,564
	1 商工費	591,564
8 土木費		4,326,290
	1 土木管理費	61,305
	2 道路橋りょう費	1,225,846
	3 河川費	3,191
	4 都市計画費	1,582,485
	5 下水道費	1,340,105
	6 住宅費	113,358
9 消防費		1,756,649
	1 消防費	1,756,649
10 教育費		3,286,564
	1 教育総務費	450,729
	2 小学校費	1,034,086
	3 中学校費	301,704



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
	4 幼稚園費	150,521
	5 社会教育費	562,984
	6 保健体育費	786,540
11 災害復旧費		6
	1 農林水産業施設災害復旧費	3
	2 土木施設災害復旧費	3
12 公債費		3,075,491
	1 公債費	3,075,491
13 諸支出金		51,662
	1 基金費	51,662
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
	歳 出 合 計	28,900,000

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業	185,000	平成26年度	55,500
				平成27年度	129,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	300,000	平成26年度	100,000
				平成27年度	200,000

第3表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
家屋評価計算システム機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	8,403
住民情報系機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	13,962
戸籍情報システム機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	25,912
シンクライアント端末機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	8,883
統合型地理情報システム機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	14,606
行政情報系ネットワーク機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	17,857
小中学校校務用パソコン機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	49,730
パソコン機器借上料	平成27年度から平成31年度まで	2,284

第4表 地 方 債

(単位 千円)

起債の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
非常用電源整備事業	9,400	普通貸借 又 は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合には債権 者と協定す るものとし る。ただし、 市財政の都 合により据 置期間を短 縮し、もしく は繰上償還 又は、低利に 借換するこ とができる。
県営畑地帯総合整備事業	10,500			
農道整備事業	83,600			
かんがい排水事業	1,300			
林道整備事業	4,400			
地方道路等整備事業	279,000			
橋りょう整備事業	40,500			
排水路整備事業	60,000			
橋りょう長寿命化改修事業	6,800			
道路改修事業	14,900			
合併市町村幹線道路緊急整備 支援事業	225,300			
社会資本整備総合交付金事業	220,800			
公園施設長寿命化改修事業	22,500			
土木債借換債	200,000			
消防施設整備事業	68,900			
防災対策事業	220,600			
消防救急無線・指令センター共 同整備事業	136,300			
小学校施設耐震化事業	41,700			
中学校施設耐震化事業	25,300			
臨時財政対策債	1,401,000			
計	3,072,800			

議案第 2 号

平成 26 年度石岡市国民健康保険特別会計予算

平成 26 年度石岡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,254,117 千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定 300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,300,342
	1 国民健康保険税	2,300,342
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 使用料及び手数料		1,901
	1 手数料	1,901
4 国庫支出金		2,475,133
	1 国庫負担金	1,942,394
	2 国庫補助金	532,739
5 療養給付費等交付金		451,580
	1 療養給付費等交付金	451,580
6 前期高齢者交付金		1,831,744
	1 前期高齢者交付金	1,831,744
7 県支出金		560,772
	1 県負担金	62,854
	2 県補助金	497,918
8 共同事業交付金		890,000
	1 共同事業交付金	890,000
9 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売払収入	1
10 繰入金		672,426
	1 他会計繰入金	672,425
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		47,914
	1 繰越金	47,914
12 諸収入		22,299
	1 延滞金加算金及び過料	7,803
	2 預金利子	1
	3 雑入	14,495
歳入合計		9,254,117

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		172,881
	1 総務管理費	86,368
	2 徴税費	82,991
	3 運営協議会費	1,020
	4 趣旨普及費	2,502
2 保険給付費		6,074,531
	1 療養諸費	5,361,905
	2 高額療養費	655,500
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	50,426
	5 葬祭諸費	6,500
3 後期高齢者支援金等		1,304,222
	1 後期高齢者支援金等	1,304,222
4 前期高齢者納付金等		2,148
	1 前期高齢者納付金等	2,148
5 老人保健拠出金		105
	1 老人保健拠出金	105
6 介護納付金		583,685
	1 介護納付金	583,685
7 共同事業拠出金		957,830
	1 共同事業拠出金	957,830
8 保健事業費		130,598
	1 特定健康診査等事業費	122,172
	2 保健事業費	8,426
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1
	1 一般公債費	1
11 諸支出金		13,115
	1 償還金及び還付加算金	11,852
	2 延滞金	1
	3 指定公費負担医療費	1,262
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳 出 合 計		9,254,117

議案第 3 号

平成 26 年度石岡市簡易水道事業特別会計予算

平成 26 年度石岡市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 569,835 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 26 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		28,334
	1 使用料及び手数料	28,334
2 分担金及び負担金		193
	1 分担金	193
3 国庫支出金		124,035
	1 国庫補助金	124,035
4 繰入金		4,254
	1 繰入金	4,254
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		21,018
	1 雑入	21,018
7 市債		392,000
	1 市債	392,000
歳入合計		569,835



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		37,284
	1 施設管理費	37,284
2 衛生施設費		526,235
	1 簡易水道事業費	526,235
3 公債費		6,166
	1 公債費	6,166
4 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		569,835

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 衛生施設費	1 簡易水道事業費	水道施設整備事業	83,160	平成26年度	1,980
				平成27年度	81,180

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	392,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借換することができる。
計	392,000			

議案第4号

平成26年度石岡市下水道事業特別会計予算

平成26年度石岡市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,231,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月25日 提出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		49,578
	1 負担金	49,578
2 使用料及び手数料		576,562
	1 使用料	576,496
	2 手数料	66
3 国庫支出金		99,900
	1 国庫補助金	99,900
4 県支出金		1,200
	1 県補助金	1,200
5 繰入金		1,340,105
	1 繰入金	1,340,105
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		59
	1 雑入	59
8 市債		164,300
	1 市債	164,300
歳入合計		2,231,705

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下水道費		910,313
	1 下水道管理費	512,062
	2 下水道建設費	398,251
2 公債費		1,318,892
	1 公債費	1,318,892
3 予備費		2,500
	1 予備費	2,500
歳 出 合 計		2,231,705

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
八郷中継ポンプ場等施設維持管理業務委託料	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	19,320
八郷水処理センター維持管理業務委託料	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	122,400

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域関連公共下水道事業	48,300	普通貸借	5.0% 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借換することができる。
公共下水道事業	87,700	又 は		
流域下水道事業	28,300	証券発行		
計	164,300			

議案第 5 号

平成 2 6 年度石岡市駐車場特別会計予算

平成 2 6 年度石岡市の駐車場特別会計の予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 2 0 , 4 0 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日 提 出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料		20,400
	1 使用料	20,400
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		20,402



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 駐車場費		4,241
	1 駐車場管理費	4,241
2 諸支出金		15,761
	1 繰出金	15,761
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		20,402

議案第6号

平成26年度石岡市農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度石岡市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ310,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月25日 提出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,248
	1 分担金	5,248
2 使用料及び手数料		41,992
	1 使用料	41,990
	2 手数料	2
3 県支出金		1,300
	1 県補助金	1,300
4 財産収入		263
	1 財産運用収入	263
5 繰入金		260,959
	1 繰入金	260,959
6 繰越金		200
	1 繰越金	200
7 諸収入		204
	1 雑入	204
× 市債		0
	× 市債	0
歳入合計		310,166

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		108,729
	1 農業集落排水事業管理費	100,481
	2 農業集落排水事業建設費	8,248
2 公債費		200,174
	1 公債費	200,174
3 諸支出金		263
	1 基金費	263
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		310,166

議案第7号

平成26年度石岡市霊園事業特別会計予算

平成26年度石岡市の霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月25日 提 出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		15,393
	1 使用料及び手数料	15,393
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑入	1
× 繰入金		0
	× 繰入金	0
歳入合計		15,395

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		8,285
	1 施設管理費	8,285
2 諸支出金		6,710
	1 繰出金	6,710
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		15,395

議案第 8 号

平成 26 年度石岡市介護保険特別会計予算

平成 26 年度石岡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,281,493 千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定 300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今泉 文彦



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1,220,364
	1 介護保険料	1,220,364
2 使用料及び手数料		404
	1 手数料	404
3 国庫支出金		1,413,895
	1 国庫負担金	1,057,925
	2 国庫補助金	355,970
4 支払基金交付金		1,740,691
	1 支払基金交付金	1,740,691
5 県支出金		906,572
	1 県負担金	894,491
	2 県補助金	12,081
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		995,947
	1 一般会計繰入金	974,540
	2 基金繰入金	21,407
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		3,618
	1 延滞金加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	3,614
歳入合計		6,281,493

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		206,943
	1 総務管理費	152,664
	2 徴収費	8,977
	3 介護認定審査会費	43,947
	4 趣旨普及費	1,355
2 保険給付費		5,967,950
	1 介護サービス等諸費	5,353,902
	2 介護予防サービス等諸費	170,693
	3 審査支払手数料	4,969
	4 高額介護サービス等費	116,245
	5 高額医療合算介護サービス等費	14,099
	6 特定入所者介護サービス等費	308,020
	7 市町村特別給付費	22
3 地域支援事業費		77,397
	1 介護予防事業費	34,554
	2 包括的支援事業費	23,474
	3 任意事業費	19,369
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		17,702
	1 公債費	1
	2 財政安定化基金償還金	17,701
6 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,281,493

議案第9号

平成26年度石岡市介護サービス事業特別会計予算

平成26年度石岡市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ289,270千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月25日 提 出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 サービス収入		280,416
	1 介護給付費収入	280,416
2 繰入金		1,513
	1 一般会計繰入金	1,513
3 諸収入		7,341
	1 雑入	7,341
歳入合計		289,270

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 サービス事業費		289,005
	1 施設介護サービス事業費	273,155
	2 介護予防支援事業費	15,850
2 公債費		165
	1 公債費	165
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		289,270

議案第10号

平成26年度石岡市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度石岡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ710,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月25日 提 出

石岡市長 今泉 文彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		527,441
	1 後期高齢者医療保険料	527,441
2 使用料及び手数料		186
	1 手数料	186
3 繰入金		181,194
	1 一般会計繰入金	181,194
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,186
	1 延滞金及び過料	137
	2 償還金及び還付加算金	1,046
	3 預金利子	1
	4 雑入	2
歳入合計		710,008

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		8,639
	1 総務管理費	3,602
	2 徴収費	5,037
2 後期高齢者医療広域連合納付金		690,320
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	690,320
3 諸支出金		1,049
	1 償還金及び還付加算金	1,048
	2 繰出金	1
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		710,008



議案第11号

平成26年度石岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度石岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	7,100	戸
(2) 年間総給水量	2,510	千m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	6,877	m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	水道事業建設費242,085	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	544,925	千円
第1項 営業収益	520,351	千円
第2項 営業外収益	24,573	千円
第3項 特別利益	1	千円

支 出

第1款 水道事業費用	507,891	千円
第1項 営業費用	451,658	千円
第2項 営業外費用	45,615	千円
第3項 特別損失	5,618	千円
第4項 予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額180,163千円は、当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額18,048千円及び過年度分損益勘定留保資金162,115千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	285,001	千円
第1項 負担金	82,101	千円
第2項 企業債	202,900	千円

支 出

第1款 資本的支出	465,164	千円
第1項 建設改良費	243,655	千円
第2項 企業債償還金	221,509	千円

(企業債)

第5条 記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業建設改良費等の財源に充てるための企業債	千円 202,900	普通貸借 又は 証書借入	5.0%  以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借換することができ。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第3条予算内での各項目の間
- (2) 第4条予算内での各項目の間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 56,026 千円

(他会計からの補助金、出資金及び負担金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助、出資及び負担を受ける金額は89,993千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,795千円と定める。

平成26年2月25日 提 出

石岡市長 今泉 文彦

